

京都大学教育研究振興財団助成事業
成 果 報 告 書

2025 年 7 月 18 日

公益財団法人京都大学教育研究振興財団
会 長 藤 洋 作 様

所属部局・研究科 法学研究科

職 名・学 年 特定助教

氏 名 CHEN, Kuan-Wei 陳 冠瑋 (チン カンイ)

助 成 の 種 類	令和7年度 ・ 国際研究集会発表助成		
研 究 集 会 名	第2回アジア法国際フォーラム (The 2nd International Forum on Asian Laws)		
発 表 形 式	☐ 招 待 ・ ☒ ☐ 口 頭 ・ ☐ ポスター ・ ☐ その他(		
発 表 題 目	革新的な憲法実践に向けて: 東アジア民主における顔認識技術とプライバシー保護の相互作用 An Innovating Constitutional Practice: How Does Facial Recognition Technology Interact with Privacy Protections in East Asian Democracies?		
開 催 場 所	United Kingdom, Oxford, University of Oxford		
渡 航 期 間	2025 年 6 月 16 日 ～ 2025 年 7 月 2 日		
成 果 の 概 要	タイトルは「成果の概要／報告者名」として、A4版1枚程度・和文で作成し、添付して下さい。「成果の概要」以外に添付する資料 ☒ 無 ☐ 有()		
会 計 報 告	交付を受けた助成金額	350,000円	
	使用した助成金額	350,000円	
	返納すべき助成金額	0円	
	助成金の使途内訳 (差し支えなければ要した 経費総額をご記入ください)	費 目	金額(円)
		航空運賃	179,990
		宿泊費	115,900
		滞在費(日当)	37,400
		学会参加費	0
		ETA申請料	3,166
その他(鉄道賃、バス賃部分)		13,544	
以上に助成金を充当			
当財団の助成について	(今回の助成に対する感想、今後の助成に望むこと等お書き下さい。助成事業の参考にさせていただきます。) このたびは助成を賜り、心より感謝申し上げます。 本助成のおかげで、安心してオックスフォード大学およびケンブリッジ大学での発表の機会を実現することができました。 この貴重な経験は、今後の研究活動や国際的なネットワークの構築においても大きな助けとなるものと確信しております。		

成果の概要 / 陳 冠瑋 (CHEN, Kuan-Wei)

発表対象国際会議：The 2nd International Forum on Asian Laws

開催期間：2025 年 6 月 19 日～20 日

開催場所：オックスフォード大学法学部／イギリス)

発表題目：革新的な憲法実践に向けて：東アジア民主における顔認識技術とプライバシー保護の相互作用

An Innovating Constitutional Practice: How Does Facial Recognition Technology Interact with Privacy Protections in East Asian Democracies?

このたびは、京都大学教育研究振興財団よりご助成を賜り、心より御礼申し上げます。本助成のおかげで、安心して国際研究集会への参加および発表を行うことができました。

2025 年 6 月 19 日～20 日にオックスフォード大学法学部にて開催された「第 2 回アジア法国際フォーラム (The 2nd International Forum on Asian Laws)」では、神戸大学の Shih-An Wang 氏との共著による研究成果を発表しました。本研究は、日本・韓国・台湾の三つの東アジア民主主義国を対象に、顔認識技術 (FRT) の導入が憲法秩序およびプライバシー権に与える影響を比較憲法の観点から分析したものです。

発表では、以下の三点を中心に考察を行いました。第一に、AI を含む監視技術の登場によって、各国におけるプライバシー権・人格権の法理がどのように再解釈・再構築されているかを検討しました。第二に、安全保障、便利や感染症対策といった公共利益とのバランスのもとで、顔認識技術の導入がどのように正当化されているか、各国の比例原則・目的限定原則等の運用を比較しました。第三に、法律だけでなくガイドラインや自主規制といった柔軟な手法が、憲法的統制の代替としてどのような役割を果たしているのか、制度構造の違いに注目しながら分析しました。

また、本発表をきっかけに、ケンブリッジ大学の King's College にて講演の機会を頂きました。King's Politics からの招待により、*Digital Constitutionalism in the Age of AI: Different Approaches in East Asian Democracies?*と題した個人講演を行いました。この講演では、AI 技術の進展に伴うデジタル立憲主義の理論的課題と、東アジア諸国における制度対応の差異を、比較憲法および情報法の観点から検討しました。

これら一連の活動を通じて、欧州だけでなく、他のアジア諸国の研究者からも私の研究テーマに対して強い関心と共感が寄せられました。研究発表の後には、今後の共同研究の可能性について具体的な打診もあり、国際的なネットワークの拡大という点でも極めて実りある成果を得ることができました。

本助成によって得られた経験と成果は、今後の研究活動のみならず、東アジア発の法理論を国際社会に発信していく上での大きな礎となるものです。深く感謝申し上げます。